

前回案

1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

①保存のための整備

遺構の保存のため、現状把握、日常の維持管理、修理を行う。

②かつての城郭の姿を尊重した整備

現存遺構の顕在化や調査成果に基づく遺構表示などにより、かつての城郭の姿を尊重した整備を検討する。

③景観形成のための植生管理

仙台城跡からの眺望や市街地からの眺望に配慮した景観形成を図る。景観と関係の深い要素である植生に関しては、現状の把握を行い、保存と活用の観点から維持管理の方針を検討し、方針に基づき維持管理を行う。

④来訪者が回遊できる複数拠点の整備

仙台城跡は、区域ごとに城郭としての機能や時代の変遷、自然地形の違い等が混在しており、全域を一元的なイメージのもとに整備していくことは必ずしも効果的とはいえない。そのため、仙台城跡全体を、歴史や地形、歴史遺産及び自然遺産の状況、現在の土地利用状況等を勘案して、いくつかの整備ゾーンに分割して整備する。その際、訪れる人が、各々の興味関心に応じて、複数の拠点に分散・回遊するような整備を目指す。

具体的な整備にあたっては、各地域の特徴を考慮して整備ゾーンを細分化した整備区域を設定し、整備区域ごとに具体的な整備の指針を定める。

⑤整備の基準となる時期

整備については、さまざまな曲輪などに配置された各種の遺構が城郭の施設として機能し、残存した最終の時期となる廃城期の状態を保全しつつ整備していくことが史跡整備上妥当であり、廃城期の状態を概ね基準とする。ただし、遺構の残存状況によっては曲輪や整備ゾーン単位などで、その他の適切な整備時期を検討することとする。



今回修正案

5-1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

前章で提示した基本理念と7つの基本方針にもとづく整備の実施により、仙台城がもつ魅力ある価値を守り、活用を図ることが本計画の目的である。

整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷を考慮した6つの地区区分（整備ゾーン）を設定した。そして、来訪者が安全・快適に史跡の歴史的景観を楽しみながら城域全体を回遊し、その魅力により深く触れるように、それぞれのゾーンの中に14の整備区域を設け、以下に述べる遺構保存、動線、景観、公開・活用等に係る諸計画を立案した。

なお、整備の基準となる時期については、さまざまな曲輪などに配置された各種の遺構が城郭の施設として機能し、残存した最終の時期となる幕末期の状態を保全しつつ整備していくことが史跡整備上妥当であると考え、幕末期の状態を概ね基準とする。ただし、遺構の残存状況によっては曲輪や整備ゾーン単位などで、その他の適切な整備時期を検討することとする。